

資金決済法上の暗号資産又は金融商品取引法上の電子記録移転権利に該当するICOトークンの発行及び保有に係る会計処理に関する論点の整理のポイント



品質管理本部 会計監理部／第3事業部 公認会計士 松下 洋

▶ Hiroshi Matsushita

品質管理本部 会計監理部において、会計処理および開示に関して相談を受ける業務、ならびに研修・セミナー講師を含む会計に関する当法人内外への情報提供などの業務に従事している。

I はじめに

企業会計基準委員会（以下、ASBJ）は、2022年3月15日に、「資金決済法上の暗号資産又は金融商品取引法上の電子記録移転権利に該当するICOトークンの発行及び保有に係る会計処理に関する論点の整理」（以下、本論点整理）を公表しました。

本稿では、本論点整理について解説しますが、文中の意見に係る部分は筆者の私見であることをあらかじめお断り申し添えます。

II 本論点整理の経緯等

1. 経緯

19年に成立した「情報通信技術の進展に伴う金融取引の多様化に対応するための資金決済に関する法律等の一部を改正する法律」（令和元年法律第28号）により、金融商品取引法が改正されました。これにより、いわゆる投資性ICO*が金融商品取引法の規制対象となりました。

他方、投資性ICO以外のICOトークンについては、併せて改正された「資金決済に関する法律」（平成21年法律第59号。以下、資金決済法）上の「暗号資産」に該当する範囲において、引き続き資金決済法の規制対象に含まれることとされました。こうした状況を受

けて、ASBJにおいて、金融商品取引法上の電子記録移転権利又は資金決済法上の暗号資産に該当するICOトークンの発行・保有等に係る会計上の取扱いの検討が行われ、本論点整理が公表されました。

対象となる論点は、資金決済法上の暗号資産に該当するICOトークンの発行及び保有に関する論点と、電子記録移転有価証券表示権利等の発行及び保有に関する論点に分けて整理されています。

2. 目的と背景

本論点整理は、金融商品取引法上の電子記録移転権利又は資金決済法上の暗号資産に該当するICOトークンの発行及び保有等に係る取引に関する会計基準を整備していく一環として、関連する論点を示し、基準開発の時期及び基準開発を行う場合に取扱うべき会計上の論点について関係者からの意見を募集することが目的であるとされています。

なお、電子記録移転有価証券表示権利等の発行及び保有に関する論点については早期に会計基準を開発する一定のニーズが存在するものと考えられたため、より範囲の広い金融商品取引業等に関する内閣府令第1条第4項第17号に規定される電子記録移転有価証券表示権利等を対象として、本論点整理の公表に合わせて、実務対応報告公開草案第63号「電子記録移転有価証券表示権利等の発行及び保有の会計処理及び開示に関する取扱い(案)」（以下、実務対応報告(案)）が

* Initial Coin Offering。企業等がトークン（電子的な記録・記号）を発行して、投資家から資金調達を行う行為の総称である。

公表されています。

本論点整理では、その審議の過程において実務対応報告（案）で取り扱わないこととした一部の論点を取り扱われています。

3. ICOの説明

ICOには明確な定義はありませんが、本論点整理の付録Aでは、欧州財務報告諮問グループ（EFRAG）が20年7月に公表したディスカッション・ペーパー「暗号資産（負債）の会計処理」における〈表1〉のような説明が紹介されており、特にその発行取引については設計の自由度が高く、個別性が強いという点に特徴があるものと考えられます。

III 本論点整理の概要

1. 主要な論点

【論点1】

基準開発の必要性及び緊急性、並びにその困難さ

ICOトークン（以下において、資金決済法上の暗号資産に該当するICOトークンを指す）の発行取引については、特に個別性が強いことが考えられ、対象取引のこれまでの実施状況及び今後の普及見込み、並びに現在、会計基準が存在しないことが対象取引の普及に及ぼしている影響の有無を踏まえ、速やかに基準開発に着手すべきか否かを検討する必要があると考えられるとされています。

この点について、本論点整理では、速やかにわが国

の基準開発を行うべきではないとの考え方の根拠として、現在観察できる取引事例が少数にとどまっているため、わが国における対象取引の経済的実態を捉えることが困難であり、また、私法上の取扱いが定まっておらず、さらに、国際的な会計基準の開発が行われていないことをあげています。

一方、速やかに基準開発を行う必要があるとの考え方の根拠として、会計基準が定まっていないことに起因して、対象取引への取組みが阻害されている状況等が生じている可能性があることをあげています（本論点整理第25項）。

以上の点を踏まえて、主要な論点として「基準開発の必要性及び緊急性、並びにその困難さ」をあげ、いずれの時期に基準開発に着手すべきかについて、関係者に意見を聞くことが考えられるとされ（本論点整理第26項）、本論点整理における質問項目とされています。

【論点2】

ICOトークンの発行者における発行時の会計処理

ICOトークンの発行取引については、発行者が何ら義務を負担しないケースのほか、発行者が財又はサービスを提供する一定の義務を負担するとしても、その財又はサービスの価値が調達した資金の額に比して著しく僅少であるケースの存在も聞かれています。このため、本論点整理では、主要な論点として発行者が負担する義務を次ページ〈表2〉のように分類した上で、それぞれの会計処理についての検討がなされています。

ここで、ICOトークンの発行者が何らかの義務を負

▶表1 ICOの特徴

項目	説明
定義	トークン（デジタル・トークンとも呼ばれる。）を応募者や潜在的な投資家に発行することによって、現在又は将来の暗号資産プロジェクトのための資金を調達する手段である
対価	ICOの実行時に、発行者はトークンを購入した投資家から対価を受け取る。この対価は、法定通貨、暗号資産又は法定通貨と暗号資産の組み合わせのいずれの形式による場合もある
契約条件	それぞれのICOは一般的に特有の契約条件を有しており、さまざまな契約条件が生じている。このため、ICOの発行者は、通常、「ホワイトペーパー」と呼ばれる情報文書を公表し、発行されるトークン（暗号資産）に関する情報を提供する
ホワイトペーパー	応募者（及び特に潜在的な投資家）がICOトークン発行に付属するホワイトペーパー又は基礎となる文書についてレビューを行い、投資家に正確には何が提供されているのかを理解することが重要となる。特に投資家にとって、ホワイトペーパーから生じる権利及び義務、又はそれらの法的強制力が不明確である場合には、関連性のある条件を決定するために法的な助言が必要とされる場合がある ホワイトペーパーは目論見書よりも情報が少なく、質がさまざまであり、売出しの目的に関する十分な情報がないことが多く、暗号資産の発行者と保有者（潜在的な保有者）との間の権利及び義務の詳細が十分に記載されていないことが多い

出典：企業会計基準委員会「資金決済法上の暗号資産又は金融商品取引法上の電子記録移転権利に該当するICOトークンの発行及び保有に係る会計処理に関する論点の整理」付録Bを参考に筆者作成

▶表2 ICOトークンの発行者が負担する義務と会計処理

ICOトークンの発行者が負担する義務の分類	検討された会計処理	識別された論点
ICOトークンの発行者が何ら義務を負担していない場合	ICOトークンの発行者は、何ら義務を負担していないことから認識すべき負債は存在しないと考えられ、対価の受領時においてその全額を利益に計上することが考えられる	
ICOトークンの発行者が何らかの義務を負担している場合	発行者が負担する義務については、会計上の負債として計上することになると考えられる。発行者が財又はサービスを提供する一定の義務を負担するとしても、その財又はサービスの価値（提供される財又はサービスが有する本源的な価値を意味する。以下同じ。）が調達した資金の額に比して著しく僅少であるケースでは右のいずれがICOトークンの発行取引を適切に描写する結果となるのか論点となる。	① 契約自由の原則の下で自発的に発生した独立第三者間取引においては、経済的に等価交換が成立しているものとする考え方による ② 提供する財又はサービスの価値が調達した資金の額に比して著しく僅少であるケースの存在を、ICOトークンの発行取引の実態を示す特徴の1つとして捉え、等価交換が常に成立しているものとしては取り扱わないとする考え方による

出典：企業会計基準委員会「資金決済法上の暗号資産又は金融商品取引法上の電子記録移転権利に該当するICOトークンの発行及び保有に係る会計処理に関する論点の整理」を参考に筆者作成

担している場合について、①の考え方を採用する場合、発行時に利益（又は損失）が生じない会計処理を定めることが考えられる一方、②の考え方を採用する場合、発行時に利益（又は損失）が生じ得る会計処理を定めることが考えられるとされています。このような予備的な分析を踏まえて、主要な論点として「ICOトークンの発行者が負担する義務と会計処理」をあげ、発行者が何らかの義務を負担しているICOトークンの発行取引において、当該発行取引の実態に照らして、発行時に利益が生じ得る会計処理を定めるべきか否かについて関係者に意見を求めることが考えられるとされ（本論点整理第36項）、本論点整理における質問項目とされています。

2. その他の論点

本論点整理では、「主要な論点」の他に「その他の

論点」として以下の論点が整理されています。本稿では、簡単な紹介に留めますので、詳細については論点整理本文もご参照ください。

【論点3】

資金決済法上の暗号資産に該当するICOトークンの発行及び保有に関するその他の論点

自社が発行したICOトークンを保有している場合の会計処理として、＜表3＞のとおり想定される論点と今後の方向性に関する予備的な分析がなされています。

【論点4】

電子記録移転有価証券表示権利等の発行及び保有に関する論点

▶表3 ICOトークンの発行及び保有に関するその他の論点と今後の方向性

検討対象	想定される論点	今後の方向性
ICOトークンの発行時において自己に割り当てたICOトークンの会計処理	以下のいずれによるか ▶ 第三者が介在していない内部取引として会計処理の対象としない方法（A案） ▶ 会計処理の対象として会計上の資産及び負債（発行者が何らかの義務を負担している場合）を計上する方法（B案）	発行時に自己に割り当てたICOトークンについては、（A案）の第三者が介在していない内部取引に該当するとして、会計処理の対象としないことが考えられる
ICOトークンの発行後において第三者から取得したICOトークンの会計処理	以下のいずれによるか ▶ 関連する負債の消滅又は控除として取り扱う方法*（A案） ▶ 資産として取り扱う方法（B案）	ICOトークンの発行後に第三者から当該ICOトークンを取得した場合、（A案）の関連する負債の消滅の認識を行うこととし、当該負債の計上金額と取得したICOトークンの取得原価が異なる場合には、差額を損益として処理する方法を適用することが考えられる

* 関連する負債の消滅の認識を行う方法、又は関連する負債の消滅の認識は行わずICOトークンの取得原価をもって関連する負債から控除して表示する方法
出典：企業会計基準委員会「資金決済法上の暗号資産又は金融商品取引法上の電子記録移転権利に該当するICOトークンの発行及び保有に係る会計処理に関する論点の整理」を参考に筆者作成



▶表4 電子記録移転有価証券表示権利等の発行及び保有に関する論点と今後の方向性

検討対象	想定される論点	今後の方向性
株式会社以外の会社に準ずる事業体等における発行及び保有の会計処理	新たに会計処理を定めるかが論点となる	会計処理を新たに定めることのニーズの有無について、関係者に意見を求めることが考えられる
株式又は社債を電子記録移転有価証券表示権利等として発行する場合に財又はサービスの提供を受ける権利が付与されるとき会計処理	配当や利息を受領する権利に加え、商品性を高めるために、その他の財又はサービスの提供を受ける権利（例えば、ポイントなど）を付与するケースも想定され、その場合の会計処理が論点となる	本論点は取り扱わないこととすることが考えられる
暗号資産建の電子記録移転有価証券表示権利等の発行の会計処理	発行時及び発行後における貸借対照表計上額をどのように測定するかが論点となる	本論点は取り扱わないこととすることが考えられる
組合等への出資のうち電子記録移転権利に該当する場合の保有の会計処理	現行の組合等への出資の処理と同様の取扱いとするか、それとも、有価証券に係る現行の定めを準用するかが論点となる	取引量が増加し、市場が十分に形成されるまでは、組合等の会計処理と同様に取り扱うことが考えられる

出典：企業会計基準委員会「資金決済法上の暗号資産又は金融商品取引法上の電子記録移転権利に該当するICOトークンの発行及び保有に係る会計処理に関する論点の整理」を参考に筆者作成

実務対応報告（案）で取り扱わないこととした一部の論点について<表4>のとおり、今後の方向性に関する予備的な分析がなされています。

IV おわりに

本稿では、本論点整理における概要を解説してきました。資金決済法上の暗号資産に該当するICOトークンの会計基準の開発にあたっては、上述したようにさまざまな検討しなければならない論点があると考えられます。一方で、会計基準が定まっていないことに起因して対象取引への取組みが阻害されている状況等が生じている可能性があるとの意見も聞かれています。このような可能性は、資金決済法上の暗号資産に該当しないトークンの取引等（例えば、NFT（Non-Fungible Token、非代替性トークン）を用いた取引等）でも生じ得ると考えられます。基準開発には相当のハードルはあるものの、本論点整理の公表を機に、近年広がりを見せる新たな取引も含めて議論が深まっていくことが強く期待されます。

お問い合わせ先

EY新日本有限責任監査法人
品質管理本部 会計監理部
E-mail : jp.audit-m-kaikeikanriinbox.jp@jp.ey.com